

江府町告示第 74 号

江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成要綱の制定をここに公  
布する。

令和 7 年 10 月 30 日

江府町長

白石祐治

令和7年10月30日  
江府町告示第74号

## 江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」及び「鳥取県妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業補助金交付要綱」に基づき、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この要綱による助成の実施主体は、江府町とする。

### (助成対象者)

第3条 交通費及び宿泊費の助成対象者は、出産時から交付決定の日まで継続して江府町に住所を有する妊婦とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する妊婦とする。

- (1) 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。)から最も近い分娩取扱施設(妊婦の受入れが可能な分娩取扱施設に限る。以下同じ。)までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
  - (2) 医学上の理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター(当該妊婦の受入れが可能な周産期母子医療センターに限る。以下同じ。)までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
- 2 前項に定める「おおむね60分以上の移動時間を要する」とは、妊婦が選択した移動手段において、地理的条件、気象条件、交通事情その他の事情を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間がおおむね60分以上を要するものとする。
- 3 前2項に定める「おおむね60分以上の移動時間を要する」は、「おおむね40キロメートル以上の移動距離を要する」と読み替えることができる。

### (助成内容)

第4条 助成の対象とする費用は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の規定に該当する妊婦に対して、次のア及びイを助成する。
  - ア 交通費 出産に際し当該妊婦の住所地から最も近い分娩取扱施設までの移動に要した費用(往復分)について、次条第1号の規定により算出した交通費の助成額を助成する。
  - イ 宿泊費 当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設(当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ。)で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用(出産時の入院までの前泊分と

して、最大14泊分)について、次条第2号の規定により算出した宿泊費の助成額を助成する。この場合において、アの交通費については、「最も近い分娩取扱施設」を「最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設」と読み替えるものとする(以下同じ。)。

(2) 前条第1項第2号の規定に該当する妊婦に対して、次のア及びイを助成する。

- ア 交通費 当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センターまでの移動に要した費用(往復分)について、次条第1号の規定により算出した交通費の助成額を助成する。
- イ 宿泊費 当該妊婦が出産までの間、住所地から最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設(当該分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設をいう。以下同じ。)で宿泊した場合における、当該宿泊施設での宿泊に要した費用(出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分)について、次条第2号により算出した宿泊費の助成額を助成する。この場合において、アの交通費については、「最も近い周産期母子医療センター」を「最も近い周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設」と読み替えるものとする(以下同じ。)。

#### (助成額)

第5条 交通費及び宿泊費の助成額は、次により算出するものとする。

- (1) 交通費の助成額 前条第1号ア又は第2号アの規定に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターまでタクシーにより移動した場合は実費額に0.8を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は実施主体の旅費規程に準じて算出した額(実費額を上限とする)に0.8を乗じて得た額とする。
- (2) 宿泊費の助成額 前条第1号イ又は第2号イの規定に該当する妊婦が、住所地から最も近い分娩取扱施設又は周産期母子医療センターの近隣の宿泊施設で宿泊した場合は、1泊当たり、実費額(実施主体の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。)から、2,000円を控除した額を助成するものとする。

#### (助成の申請)

第6条 助成金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書兼請書(様式第1号)
- (2) 申請者が第3条第2号ア又はイの助成を希望する場合で第2条第1項第2号の「医学的な理由等」の要件を満たすことの判断ができない場合は、妊婦健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供書等の、申請にあたり「医学的な理由等」を認めると判断できうる書類
- (3) 第3条に定める交通費及び宿泊費の領収書又は領収書に類する書類の写し(同条第1号ア又は第2号アに掲げるもののうち自家用車により移動した場合を除く。)
- (4) 里帰りしている場合は、里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類
- (5) 母子健康手帳
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、第3条に定める交通費及び宿泊費が助成対象となる出産日(以下「出産日」という。)以降から行うことができるものとし、申請期限は出産日以降、1年に達する日までとする。なお、町長が認める場合はこの限りではない。
- 3 町長は、助成の決定をしたときは、江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に対して通知し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、申請書等の虚偽の記載その他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金交付申請書兼請求書

(申請日) 年 月 日

江府町長 あて

江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。この申請内容について、町が必要に応じ、住民基本台帳の閲覧及び医療機関や交通機関・宿泊施設等へ照会することに同意します。また、今回の申請に係る交通費・宿泊費に対して他の助成は受けていないことを誓約します。

医学的な理由により周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦に該当します。

分娩施設までの移動におおむね60分以上の時間を要します。

その他 ( )

※太枠内に御記入願います。

1 申請者氏名 (妊産婦本人)					
2 申請者住所 (又は里帰り先居住地)	〒 -				
3 申請者生年月日	年 月 日				
4 電話番号	(日中に連絡ができる電話番号を御記入ください。)				
5 出産日	年 月 日				
6 分娩医療機関				住所地から の移動距離 km	※市記入欄
				住所地から の移動距離 分	※市記入欄
7 交 通 費	移動手段 ※該當に○印	自家用車	タクシー	バス	鉄道
	移動費用①	(旅費規程に準じて算出) 円	(実費額) 円	(旅費規程に準じて算出) 円	(旅費規程に準じて算出) 円
	上限額② ※市記入欄	(実費額) 円	(実費額) 円	(実費額) 円	(実費額) 円
	助成対象額 ※市記入欄	((①②の低い額 × 0.8)) 円	((①の額 × 0.8)) 円	((①②の低い額 × 0.8)) 円	((①②の低い額 × 0.8)) 円
8 宿 泊 費	宿泊施設名			宿泊費用① (実費額)	円
	利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 泊)	上限額② ※市町記入欄	(旅費規程に準じて算出) 円	
			助成対象額 ※市町記入欄	((①②の低い額から1泊当たり2,000円を控除)) 円	
9 助成対象額計 ※市記入欄	(交通費の助成対象額小計 + 宿泊費の助成対象額) 円				

(注意事項)

- 1 申請書提出の際は、「母子健康手帳」を持参してください。
- 2 申請書には、医療機関が発行した「診療明細書」又は「領収書」を添付してください。
- 3 併せて、分娩に伴いタクシーを利用した場合は「タクシーの領収書」を、同じく分娩に伴い宿泊施設を利用した場合は「宿泊施設の領収書」を、それぞれ添付してください。
- 4 宿泊費には食事代を含みません。
- 5 領収書を紛失した場合は、窓口でその旨をお申し出ください。
- 6 町外へ里帰りしている場合は、里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類を添付してください。

様式第2号

番 号  
年 月 日

様

江府町長

江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への  
交通費及び宿泊費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった江府町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成交付申請書兼請求書について、助成金を決定しましたので通知します。

また、助成金の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支 払 金 額 円